防犯カメラ管理運用規程　（参考様式）

１　趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、　　　　　　　区会内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

２　設置目的

　防犯カメラは、　　　　　　　区会内における犯罪に対する抑止力の向上及び安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

３　設置者

　　防犯カメラの設置者は、　　　　　　　とする。

４　管理責任者及び操作責任者

1. 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
2. 管理責任者は、　　　　　　　とする。
3. 防犯カメラの操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。
4. 操作責任者は、　　　　　　　とする。

５　管理及び運用

(1) 管理責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。

(2) 操作責任者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。

(3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、操作責任者が行うものとする。

(4) 管理責任者及び操作責任者が変更になった時は、その都度、市長に届出をする。

５　設置の場所等

1. 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、　　　　　　　区会内に　　台の防犯カメラを設置する。

1. 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を

掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

６　個人情報映像データの適正な管理

1. 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

1. 保存期間

保存期間は、14日とし、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。

1. 録画装置の操作パスワード

録画装置を操作する際に操作責任者は、防犯交通安全課が管理する操作パスワードを確認するものとする。

(4) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するもの

とする。

記録された媒体を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

７　画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

　　ア　法令に基づく場合

イ　個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため緊急で必要があると認められる　場合

ウ　捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(2) 上記により画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

８　保守点検

　防犯カメラの機能維持のため、　　ケ月ごとに保守点検を行うものとする。

９　苦情等の処理

　管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた時は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

（附則）

この規程は、　　年　　月　　日から施行する。